

平成 30 年度 青少年「平和と交流」支援事業（ひろしま子ども平和の集い）  
募集要項

1 目的

次世代を担う平和首長会議国内加盟都市の青少年に被爆の実相と被爆者の思いを共有するための多様な機会を提供し、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現のための人材育成を図る。

2 事業概要

平和首長会議事務局（以下、「事務局」という。）は、広島市、広島市教育委員会、公益財団法人広島平和文化センターの共催で 8 月 6 日に開催される「ひろしま子ども平和の集い」及び関連プログラムに参加する平和首長会議国内加盟自治体（以下、「加盟自治体」という。）の青少年に対し、参加に必要な経費の一部を支援する。

3 実施期間

平成 30 年（2018 年）8 月 6 日（月）を含む数日間

4 実施場所

広島市内（広島国際会議場、広島平和記念公園等）

5 支援対象の条件

以下のすべてを満たす団体とする。

- (1) 加盟自治体から広島市に派遣される団体であり、当該加盟自治体が申込を行うこと。
- (2) 8 月 6 日に広島市で開催される「ひろしま子ども平和の集い」に、「平成 30 年度ひろしま子ども平和の集い実施要領」における「6 募集対象 (1) 広島市外からの参加団体」として参加し、発表を行うこと。

※平成 30 年度ひろしま子ども平和の集い

日時：平成 30 年 8 月 6 日（月）午前 10 時 00 分から正午まで（予定）

場所：広島国際会議場フェニックスホール

（広島市中区中島町 1－5）

※実施要領における「広島市外からの参加団体」の条件

概ね 6 歳から 18 歳までの青少年で構成する国内のグループ。ただし、成人の引率者が同行するグループに限る。

- (3) 8 月 6 日に広島市で開催される「広島市原爆死没者慰霊式並びに平和祈念式」に参列すること。

※平成 30 年度広島市原爆死没者慰霊式並びに平和祈念式

日時：平成 30 年 8 月 6 日（月）午前 8 時から午前 8 時 45 分（予定）

場所：広島平和記念公園

(4) 本事業にかかる広島滞在中、広島平和記念資料館を見学すること。

※広島平和記念資料館ウェブサイト <http://hpmmuseum.jp/>

観覧料の免除制度があります。詳しくは下記を参照ください。

[http://hpmmuseum.jp/modules/info/index.php?action=PageView&page\\_id=2](http://hpmmuseum.jp/modules/info/index.php?action=PageView&page_id=2)

(5) 事務局が主催する平和プログラムに参加すること。

① 平和の取組に関するプログラム

(例) 広島市及び平和首長会議の取組説明など

② 加盟都市の交流を促進するプログラム

(例) 参加者による意見交換会など

※開催日時など詳細については、支援決定後に協議により決定する。

(6) その他、事務局が定める要件を満たすこと。

## 6 決定方法

事務局は、10(2)の提出書類に基づいて選考を行い、当該年度の予算の範囲内において支援対象団体を決定する。

## 7 支援内容

(1) 支援対象となる経費

広島市旅費規程に基づく積算方法により算出した額を上限とする、申込のあった加盟自治体から広島市までの交通費、広島市内における宿泊費及び日当。支援対象期間は原則として8月6日を含む2泊3日までとする。ただし、広島市までの移動に長時間を要する場合はこの限りではない。また、広島市内での宿泊施設確保が困難である場合に限り、出発地と広島市間の経路上における移動日の宿泊を認める。

なお、本事業とは関わりのないと認められる延泊あるいは他都市を経由することに伴う追加経費については支援しない。

成人の引率者については支援対象を1名までとする。

※次の額を一日あたりの上限とし、不足分は自己負担とする。

宿泊料(素泊)	朝食代	昼食代	夕食代	雑費(広島での交通費等)
8,700円	700円	1,100円	1,500円	1,100円

※事務局を含む他の団体から食事の提供を受けた場合は、その回の食事代相当額は支給しない。

(2) その他の経費

上記7(1)以外の経費は、支援対象団体もしくは個人の負担とする。

(3) 支払方法

支払方法については、原則として一連の行事終了後、代表者(団体)の口座への一括振込とする。

なお、希望により事前の概算払いとすることも可能である。その場合は事業終了後に精算を行うため、追加支給もしくは返納が発生する場合があるので留意すること。

## 8 報告

7（1）の経費の支援を受けた団体は、一連の行事終了後、当該加盟自治体の首長に対して報告の場を設けるとともに、実施報告書（様式は問わない）を当該加盟自治体及び事務局に対し提出することとする。

なお、提出する実施報告書については、その全部または一部を平和首長会議HPに掲載することを前提とする。

## 9 派遣元加盟自治体の責務・役割

派遣元加盟自治体は、8の報告を踏まえて平和施策のより一層の推進に努める。

## 10 申込について

### （1）申込期限

平成30年6月14日（木）必着

### （2）提出書類

- ① 「ひろしま子ども平和の集い」参加申込書
- ② 「青少年「平和と交流」支援事業」支援申込書（様式1）
- ③ その他、概要の分かる資料など（任意）

### （3）申込方法

支援を希望する加盟自治体は、上記（2）を電子メールまたは郵送により事務局に提出する。

### （4）提出及び問い合わせ先

平和首長会議事務局

〒730-0811 広島市中区中島町1番5号

公益財団法人 広島平和文化センター

国際部平和連帯推進課 2020 ビジョン推進担当

TEL: (082)242-8872 Fax: (082)242-7452

E-mail: [kokunai-mfp@pcf.city.hiroshima.jp](mailto:kokunai-mfp@pcf.city.hiroshima.jp)